管理機関等が金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権（当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。）及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

二　前項第二号に掲げる金額　当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、当該遺族等のそれぞれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

第五十九条の二第一項中「承継させるものに限る」の下に「。第六十三条第一項において同じ」を加え、「同条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第六十三条を次のように改める。

（預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るための資金の貸付け）

**第六十三条**　機構は、合併等に係る破綻金融機関から預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2　前項の申込みは、当該合併等に係る救済金融機関と連名で行うものとする。

3　機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合には内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

4　機構は、第一項の規定による貸付けを行う旨の決定をしたときは、当該貸付けの申込みに係る破綻金融機関との間で当該貸付けに関する契約を締結するものとする。

第六十四条第二項中「及び」を「（第五十九条第二項に規定する合併等の円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。）及び」に改める。

第六十七条第二項中「」の」を「次項において同じ。）の」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、破綻金融機関の営業又は事業に関する法令により行うことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務（資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。）を継続することができる。

第六十九条の四第一項中「引き受けた者」の下に「その他内閣府令・財務省令で定める者」を加え、「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に改め、同条第四項中「（前項」を「（同項」に改める。

第百一条第七項中「第四項から第七項まで」を「前条第四項から第七項まで」に、「第四項、」を「前条第四項、」に、「及び第六十八条中」を「中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十七条中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と、第六十八条中」に改める。

第百二条第一項第一号中「この章」の下に「及び第百三十五条第四項」を加える。

第百十条に次の一項を加える。

4　第一項の規定による管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして、第六十九条の三及び第百二十七条の規定を適用する。この場合において、第六十九条の三第一項中「弁済（第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。）」とあるのは「弁済」と、「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは「その必要の限度において」と、第百二十七条第一項中「払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行うものに限る。）」とあるのは「払戻し」と、「準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象預金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

第百二十六条の二第六項及び第百二十六条の五第五項中「（第百二十七条第一項」に改める。

第百二十六条の十三第一項中「株主」とあるのは「全ての株主」と、「同項の株主総会の日」とあるのは「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の十三第十一項の公告のあった日」を「」とあるのは、「全ての」に改める。

第百二十六条の三十七中「第一項を」を「第一項及び第四項を」に改める。

第百二十六条の三十八第七項中「第六十七条中「」の下に「譲受け」」を加え、「「特定債務引受け」を「「譲受け」に改める。

第百二十七条に次の一項を加える。

2　機構は、第六十九条の三第一項各号に掲げる者が行う前項に規定する支払対象預金等の払戻しに係る事務に要する費用を負担することができる。

第百二十七条の三中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に、「おいて準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」を「規定する支払対象預金等の払戻し」に、「預金等の種別」を「支払対象預金等の種別」に改める。

第百二十八条の二の次に次の見出し及び一条を加える。

（資産の買取り）

**第百二十八条の三**　機構は、第五十六条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をした場合又は第二種保険事故が発生した場合において、これらの保険事故が発生した金融機関（これらの保険事故が発生した時において金融機関であつた者を含む。）が保有する資産の買取りを行うことができる。

2　機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3　機構は、第一項に規定する金融機関から同項の資産の買取りに係る申込みがあつたとき、又は当該資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出があつた場合において、当該入札に係る資産の買取りをしようとするときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。